

○農林水産省告示第四百三十三号
砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定により当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。
平成十八年三月二十九日

農林水産大臣 中川 昭一

異性化糖平均供給価格

一、〇〇キログラムにつき 九七、二二〇円
うち消費税額及び地方消費税額分四、六三〇円

適用期間

平成十八年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第四百三十四号

国有林野の産物販売委託規程（昭和三十五年農林省告示第八百六十九号）の一部を次のように改正する。

農林水産大臣 中川 昭一

平成十八年三月二十九日
第一条中、「の国有林野事業勘定」を削る。

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十五号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、平成十八年度の支給率を次のように定める。

経済産業大臣 二階 俊博

平成十八年三月二十九日
平成十八年度の支給率は、〇とする。

○特許庁告示第一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

特許庁長官 中嶋 誠

平成十八年三月二十九日
第二号中、「二十万九千八百円」を、「二十二万二千八百円」に改める。

○国土交通省告示第三百九十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、同法第六条ノ四第一項の規定により登録された検定機関である財団法人日本船舶用品検定協会から検定を行う事業所について、平成十八年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

国土交通大臣 北側 一雄

平成十八年三月二十九日
財団法人日本船舶用品検定協会から検定を行う事業所について変更の届出があった件

変更する事業所の所在地

北九州支所	変更前	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 北九
	変更後	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 魚町 センタービル5階

○国土交通省告示第三百九十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の四九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、海洋汚染等防止法第十九条の四九第一項の規定により登録された検定機関である財団法人日本船舶用品検定協会から検定を行う事業所について、平成十八年四月一日より次のように変更する旨の届出があったので、海洋汚染等防止法第十九条の四九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

国土交通大臣 北側 一雄

財団法人日本船舶用品検定協会から検定を行う事業所について変更の届出があった件
変更する事業所の所在地

北九州支所	検出前	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 北九
	検出後	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 魚町 センタービル5階

○国土交通省告示第三百九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）以下「海洋汚染等防止法」という。）第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、海洋汚染等防止法第四十三条の六第一項の規定により登録された検定機関である財団法人日本船舶用品検定協会から検定を行う事業所について、平成十八年四月一日より次のように変更する旨の届出があったので、海洋汚染等防止法第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

国土交通大臣 北側 一雄

平成十八年三月二十九日
財団法人日本船舶用品検定協会から検定を行う事業所について変更の届出があった件

変更する事業所の所在地

北九州支所	検出前	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 北九
	検出後	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 魚町 センタービル5階

○国土交通省告示第三百九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、同法第二十八条第五項の規定により登録された検査機関である財団法人日本船舶用品検定協会から検査を行う事業所について、平成十八年四月一日より次のように変更する旨の届出があったので、同条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成十八年三月二十九日

国土交通大臣 北側 一雄

財団法人日本船舶用品検定協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件

変更する事業所の所在地

北九州支所	変更前	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 北九
	変更後	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 魚町 センタービル5階

○国土交通省告示第三百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、同法第八条の規定に基づき登録された船級協会である財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、平成十八年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成十八年三月二十九日

国土交通大臣 北側 一雄